

質問回答

2017年7月31日

「ベトナム国道路分野における PPP 制度設計に係る情報収集・確認調査」

(公示日:2017年7月19日/公示番号:170202)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第 2 1. 業務の背景(別紙 P1)	本件業務の背景として、関連資料の内容から、ベトナム側が日本国内の知見・経験の活用を期待しているとされているものと思われるが、日本国内における有料道路コンセッションの実績をベトナムに展開することについての、我が国政府(含む愛知県)の狙い及び、ベトナム政府側からの具体的な期待について、共有いただきたい。	<p>第2 1. 業務の背景に記載のとおり、ベトナム側が日本国内の知見・経験の活用を期待していることから、適切な類似事例を引用し、業務を行っていただきたいと思います。</p> <p>なお、国土交通省とベトナム交通運輸省との間で、高速道路 PPP における協力の促進について合意されています。</p> <p>http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000849.html</p>
2	第 2 1. 業務の背景(別紙 P1)、第5 1(1)及び同 3(2)1)・2)(P3・P4)	日本国内における有料道路コンセッションの経験が、同案件における経験や知見を本件の業務実施体制や方針に生かすことが必要であると理解しても正しいか。特に、コンサルタント(組織)の類似業務の経験として、「PPP 制度に関する各種業務」とされているとともに、同3(2)1)において、業務主任者の類似業務の経験として、「PPP 制度に係る各種業務」とあるが、これらについても同様に理解することで正しいか。また、業務主任者については、「2)対象国又は同類似地域」として、「ベトナム	<p>第2 1. 業務の背景に記載のとおり、ベトナム側が日本国内の知見・経験の活用を期待していることから、適切な類似事例を引用し、業務を行っていただきたいと思います。</p> <p>また、コンサルタントの類似業務の経験については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」p.3 に記載のとおり、国内業務、海外業務を問わず記載してください。</p> <p>なお、当該指示書 第1 p.4 「3(2)評価対象業務従</p>

		ム及び全途上国での業務の経験」とされているが、同じ趣旨より、日本での経験も同等に評価されると理解してもよいか。	事者の経験、能力等 2)対象国又は同類似地域」に「ベトナム及び全途上国での業務経験」とありますが、評価対象者 2 名共「ベトナム、全途上国及び日本での業務経験」と訂正させていただきます。
3	第 3 2(2)業務従事者の構成(案)(別紙 P7)	「③道路コンセッション」を担当する業務従事者に想定されている業務内容や専門性について、その他の担当分野との関係の観点も踏まえて、ご教示いただきたい。	業務従事者の構成(案)については、業務指示書に記載のとおり、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、その理由と共にプロポーザルにて提案をお願いします。

以上